

令和5年12月神栖市農業委員会定例総会議事録

神栖市農業委員会 会長 吉川弘は、令和5年12月22日午後3時30分、神栖市農業委員会定例総会を神栖市役所分庁舎2階会議室2に招集した。

出席委員（19名）

1番	玉 造 一 雄	2番	安 藤 和 利
3番	山 中 悦 朗	5番	宮 本 清 美
6番	坂 本 正 行	7番	鈴 木 茂
8番	池 田 勇	9番	境 政 一
10番	大 塚 徹	11番	石 津 昭 彦
12番	原 範 子	13番	池 田 治 和
14番	田 内 一 郎	15番	溝 口 竜 生
16番	間 山 房 枝	17番	立 花 紀 貴
18番	高 橋 克 美	19番	國府田 代治郎
20番	吉 川 弘		

欠席委員（0名）

事務局職員（4名）

事務局長	笹 本 厚 史	局長補佐	菅 野 裕 之
係 長	野 田 翼 子	主 幹	大 川 泰 裕

議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可について
議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について
- 第3 報告第1号 農地の転用事実等に関する照会の実施結果について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第3号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第4号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について
報告第5号 制限除外の農地の移動届について
報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第7号 茨城県農業会議諮問に関する答申について

会議の概要

<開会：午後3時32分>

議長 大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の出席委員は19名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。ただ今より、令和5年12月神栖市農業委員会定例総会を開催いたします。

議長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。最初に日程第1「議事録署名委員の選任」を行います。私から指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、議事録署名委員に8番池田勇委員、9番境政一委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 次に、日程第2、議案第1号ないし議案第3号を上程します。各議題について、担当委員の説明をよろしく願いいたします。また発言の際は、挙手及び議席番号を告げたのち、指名されてから発言をお願いいたします。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（1）所有権の移転について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（1）所有権の移転、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、経営拡張のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、トラクター2台、トラック4台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画は菊です。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。12番原範子委員。

12番 はい、12番原です。只今の事務局の説明のとおりでございますが、農地中間管理機構の特例事業により農地の売買を行うということです。担当

委員としては異議ございませんが、皆様の更なるご審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について(1)所有権の移転について、番号2を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可(1)所有権の移転、番号2について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。譲受人は、新規就農のため申請地を売買により取得するものであり、譲受人が所有する農機具は、コンテナ1台、台車1台、自動車1台で、農作業に従事する日数は年間150日、耕作計画はピーマンです。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。3番山中悦朗委員。

3番 はい、3番山中です。只今、事務局から詳細な説明がございましたが、私も現地調査及び譲受人に会って話を伺いました。ピーマンを栽培し、施設園芸農家として頑張っていきたいと力強く言っていました。問題は無いと思います。更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可について（2）賃借権の設定について、番号1を議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可（2）賃借権の設定、番号1について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする番号1の賃借人、賃貸人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。賃借人は、新規就農のため申請地を賃貸借により借り受けするものであり、賃借人が所有する農機具は、トラクター1台、耕運機1台で、農作業に従事する日数は年間300日、耕作計画はピーマンとなっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。11番石津昭彦委員。

11番 はい、11番石津です。先日、現地確認に行ったところ、ちょうど作業をしているところでした。新規就農ということで、どうなのかなと思って行ったのですが、ハウスごと居抜きで借りるということで、非常に良い人が新規就農されるんだなと思いました。このような方がどんどん入ってくれば神栖市の農業も安泰かなと思いながら話をしてました。担当委員としては何ら問題ないと思いますが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号－1、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-1、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-1の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅付属車庫ということで、使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。6番坂本正行委員。

6番 はい、6番坂本です。事務局の説明のとおり、自宅に面した土地に車庫を建てたいとの申請です。担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-2、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-2の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。12月7日に現地確認を行いました。現地は荒地状態であり、すぐ隣には太陽光発電設備が一面に広がっていました。担当委員としては許可相当と思いますが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-3、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-3、農地法第5条の規定によ
る許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号-3の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による
所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を12月8日に行いました。申請内容につ
いては事務局の説明のとおりであります。申請者は自己住宅を建築するた
め、生活環境が良い土地を取得したいとのことであります。申請地は農用
地区域外であり、住宅地等に隣接しており、開発行為許可申請済みとのこ
となので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議を願
いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可についてを議題と

いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-4、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-4の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は駐車場ということで、賃借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。申請地は、譲渡人が人に貸して水田をやってましたが休耕することになり、隣接で30年以上建材業をやっている譲受人から、規模を拡大するため駐車場で使用したいということで、今回の申請に至ったとのこと。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。暫時休憩します。

<休憩：午後3時48分>

<再開：午後3時49分>

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-5、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-5の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記

載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、使用貸借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。5番宮本清美委員。

5番 はい、5番宮本です。先日、現地確認を行いました。貸付人は高齢で耕作地を減らしたい、借受人は親の家の近くに家を建てたいということです。申請地周辺は住宅が建っており、担当委員としては許可相当と思いますが、皆様の更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-6、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-6の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。先日、現地確認を行いました。申請地周辺は、以前、農地法第5条の許可で数件住宅が建っている場所で、申請地は、そのうちの1区画でございます。担当委員としては問題ないかと思いますが、更なる審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-7、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-7、農地法第5条の規定によ
る許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案
第2号-7の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記
載のとおりでございます。転用目的は自己住宅ということで、売買による
所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。9番境政一委員。

9番 はい、9番境です。現地調査を12月11日に行いました。申請内容に
ついては事務局の説明のとおりであります。申請者は実家から独立し、自
宅を持ちたいとのことで、土地を取得するとのことであります。申請地は
農用地域外であり、住宅地等に隣接しており、開発行為許可申請済みと
のことなので、やむを得ないと判断いたしました。委員の更なるご審議を
お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可についてを議題と
いたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-8、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-8の借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は進入路ということで、賃借権の設定に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。現地確認を12月16日に行いました。次の案件に出てきますが、太陽光発電設備の設置ということで、進入路が無く袋地化した土地でありますので、進入路として使用したいとのことです。担当委員としては問題ないかと思えます。皆様の審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議長 次に、議案第2号-9、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-9、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-9の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議長 次に、担当委員の説明を求めます。17番立花紀貴委員。

17番 はい、17番立花です。先程の案件と同時申請であり、12月16日に現地確認を行いました。申請地及び周辺は、長年にわたり荒廃農地でありまして、太陽光発電設備を設置するとのことです。担当委員としては問

題ないかと思えます。皆様の審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-10、農地法第5条の規定による許可についてを議題
といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-10、農地法第5条の規定に
よる許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議
案第2号-10の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案
書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、
売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。先日、現地確認をしました。申請地周辺は、耕
作放棄地が多く、既にかんりの太陽光発電設備が設置されているところで
ございます。担当委員としては問題ないと思えますが、更なる審議お願い
いたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-11、農地法第5条の規定による許可についてを議題

といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-11、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-11の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。10番大塚徹委員。

10番 はい、10番大塚です。本案件につきましては、先程の案件と同じエリアでございまして、耕作放棄地が多く、既にかんりの太陽光発電設備が設置されているところでございます。担当委員としては問題ないと思いますが、更なる審議お願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-12、農地法第5条の規定による許可についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-12、農地法第5条の規定による許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議案第2号-12の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、売買による所有権の移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。7番鈴木茂委員。

7番 はい、7番鈴木です。先日、現地確認を行いました。申請地周辺は、かなり太陽光発電設備が設置されており、担当委員としては問題ないかと思

います。更なる審議をお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。

議 長 次に、議案第2号-13、農地法第5条の規定による許可についてを議題
といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。議案第2号-13、農地法第5条の規定に
よる許可について事務局よりご説明いたします。許可を受けようとする議
案第2号-13の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案
書記載のとおりでございます。転用目的は太陽光発電設備ということで、
売買による所有権移転に伴う申請となっております。以上でございます。

議 長 次に、担当委員の説明を求めます。11番石津昭彦委員。

11番 はい、11番石津です。先日、現地確認を行いました。申請地は、荒地
状態で長年耕作していない土地でございます。太陽光発電設備の設置と
いうことで、担当委員としては何ら問題ないと思っておりますが、皆様の更なる
ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局及び担当委員の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。
本案は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、原案のとおり許可と決定いたします。
暫時休憩します。

<休憩：午後4時05分>

<再開：午後4時06分>

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見書についてを議題といたします。玉造会長代理に説明を求めます。玉造会長代理。

会長代理 はい、玉造です。議案第3号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見書について、ご説明いたします。令和5年12月11日付けで、神栖市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項及び、同条第2項の規定に基づき、農業委員会の意見を求められております。農用地利用計画の変更内容につきましては、令和5年度第2回農業振興地域整備促進協議会で審議された協議案件2件でございます。はじめに、案件1をご覧ください。事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、太陽光発電施設です。次に、案件2をご覧ください。事業者、所有者及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。申請理由は、自己用住宅です。私からは以上です。

議長 長 玉造会長代理の説明が終了しましたので、質疑に入ります。

議長 長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長 ご異議なしと認め、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 長 次に日程第3、報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について、坂本農地部会長に現地確認の報告を求めます。坂本農地部会長。

農地部会長 はい、農地部会長の坂本です。報告第1号、農地の転用事実等に関する照会の実施結果について報告いたします。法務局照会番号1の調査につきましては、11月22日水曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部会長、担当地区委員の境委員、間山委員、事務局2名と私の7名で行いました。次に、番号2の調査につきましては、12月8日金曜日、調査委員

は吉川会長、山中農地副部長、担当地区委員の溝口委員、事務局2名と私の6名で行いました。次に、番号3ないし番号4の調査につきましては、12月22日金曜日、調査委員は玉造会長代理、山中農地副部長、担当地区委員の大塚委員、宮本委員、高橋委員、事務局3名と私の9名で行いました。最初に、番号1大野原中央地内の農地の状況は、宅地に隣接した狭小地であり非農地と判定いたしました。次に、番号2波崎地内の農地の状況は、宅地の進入路及び駐車場となっており非農地と判定いたしました。次に、番号3息栖地内の農地の状況は、既に建物が建っており非農地と判定いたしました。次に、番号4萩原地内の農地の状況は、宅地に隣接した狭小地であり非農地と判定いたしました。現地調査の報告は以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので次に、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について、報告第5号、制限除外の農地の移動届について、報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書について、報告第7号、茨城県農業会議諮問に関する答申についてを、一括して事務局に報告を求めます。事務局長。

事務局長 はい、事務局長の笹本です。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第2号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年11月27日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号2についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年11月27日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号3についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年12月4日に届出があり受理しております。次に報告第2号、番号4についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等は議案書記載のとおりでございます。権利取得理由は相続ということで、令和5年12月4日に届出があり受理しております。続きまして報告第3号、農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局

よりご報告いたします。報告第3号、番号1についてご報告いたします。当該届出の届出者及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は進入路ということで、令和5年11月17日に届出があり受理しております。続きまして報告第4号、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の受理について事務局よりご報告いたします。はじめに報告第4号、番号1についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は資材置場であり、売買による所有権の移転ということで、令和5年11月24日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号2についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は太陽光発電設備であり、売買による所有権の移転ということで、令和5年11月24日に届出があり受理しております。次に報告第4号、番号3についてご報告いたします。当該届出の譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。転用の目的は駐車場であり、売買による所有権の移転ということで、令和5年12月5日に届出があり受理しております。続きまして報告第5号、制限除外の農地の移動届について事務局よりご報告いたします。報告第5号、番号1についてご報告いたします。当該届出につきましては、農地法第5条第1項第7号及び農地法施行規則第53条第1項第5号に定める場合に該当することから、法令に基づき農地法の制限除外が適用されるため、令和5年11月30日に届出があり受理しております。なお、当該届出の届出人及び土地の所在等につきましては議案書記載のとおりでございます。続きまして報告第6号、農地法第18条第6項の規定による農地合意解約通知書の受理について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、農地法第18条第6項の規定に基づき神栖市農業委員会へ通知があったものです。通知人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。なお受理件数は2件で、番号1につきましては令和5年12月8日に、番号2につきましては令和5年12月11日に受理しておりますのでご報告いたします。続きまして報告第7号、茨城県農業会議諮問に関する答申について事務局よりご報告いたします。当該案件につきましては、令和5年11月22日の神栖市農業委員会定例総会において、農地法第4条及び同法第5条の規定による許可申請について、許可相当の決定を受けた案件です。また、対象地の面積が3千㎡以上であることから、茨城県農業会議常設審議委員会への諮問が必要な案件でありましたが、令和5年12月18日の第93回茨城県農業会議常設審議委員会の決議により、許可相当である旨の答申がありましたので皆様にご報告するもので

す。なお、当該答申にかかる対象者及び対象地の所在等は議案書記載のとおりでございます。事務局からは以上でございます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議 長 意見がないようですので、本日の日程は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和5年12月の定例総会を閉会いたします。

<閉会：午後4時18分>

神栖市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

議 長（会長）

議事録署名人

議事録署名人